

総務常任委員会

平成25年12月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○小林 誠	中川 靖広
吉野 俊明	小野 隆雄	坂口 徹
中西 議長		

2. 欠席委員

嶋田 善行

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	福居 哲也
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	真弓 啓
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	山崎 善之	生涯学習課長	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、小林委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、嶋田委員から欠席の通告を受けております。

それでは、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、坂口委員、小林委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてを議題といたします。

この付託議案については、11月の委員会の提出予定議案のところで、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正について説明を受けましたが、議会運営委員会において、斑鳩町子ども・子育て設置条例と一体的に審議いただくほうがよいということになり、今回は厚生常任委員会に付託されましたので、よろしく願いいたします。

それでは、（1）議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長

それでは、議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申しあげます。初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

税務課長

本議案につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました

内容と相違ございません。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきます、末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案書の末尾から2枚目、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されましたことから、同法による改正内容のうち、平成26年1月1日以後に適用となるものについて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、（1）個人町民税の関係では、①寄附金税額控除の対象範囲の拡大でございます。

所得税の寄附金控除の対象となっている寄附のうち、住民の福祉の増進に寄与する奈良県内に所在する公益社団法人、公益財団法人、特定公益増進法人等に対する寄附金について、寄附金税額控除の対象とするものでございます。

施行日は公布の日とし、平成26年度から適用するものでございます。

本改正に伴う影響額につきましては、平成24年分の確定申告の状況から試算をいたしますと、約1万円の減収となります。

続きまして、②東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の課税特例でございます。

これは、被災時の所有者のほか、被災居住用家屋に居住していた相続人についても、当該家屋の敷地を譲渡する場合、相続人は、被相続人がその財産の取得をした日から所有していたものとみなし、譲渡所得の課税の特例を適用するものでございます。

施行日は平成26年1月1日とし、平成26年度から適用するものでございます。

なお、現行制度における特例の適用はこれまでございません。

次に、③住宅ローン控除の延長・拡充でございます。

これは、住宅ローン控除の入居対象期限を平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、平成26年4

月から平成29年12月までの期間で、購入した住宅に係る消費税率が8%又は10%の場合は、控除限度額を97,500円から136,500円に拡充するものでございます。

施行日は平成27年1月1日とし、平成27年度から適用するものでございます。

住宅ローン控除による町の減収額につきましては、これまでも全額国費で補てんされており、改正後においても同様の措置がなされることとなっております。平成24年度決算では、地方特例交付金として2,081万3千円が交付をされております。

次に、裏面にお移りをいただきまして、④公的年金からの特別徴収制度の見直しでございます。

これは、年金特徴の年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収額を前年分の年税額の2分の1に相当する額とすること、また、特別徴収税額通知後に税額が変更された場合、現行では普通徴収に切り替わりますが、特別徴収を継続するものでございます。

施行日は平成28年10月1日とし、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用するものでございます。

本改正は税額に影響はなく、徴収方法の見直しを行うものでございます。

次のページにお移りをいただきまして、⑤金融所得課税の一体化でございます。

これは、金融・証券課税の一体化のため、国債、地方債といった公社債等の利子及び譲渡損益について、上場株式等の配当及び譲渡損益と同じ税率及び課税方式とするとともに、これらの中で損益通算ができるよう変更するものでございます。

施行日は平成29年1月1日とし、平成29年度から適用するものでございます。

本改正に伴う影響額は、国による影響見込額をもとに試算をいたしますと、17万6千円の減収となります。

次に、(2)その他では、①延滞金の利率の見直しでございます。

現在の金利状況にあわせ町税に係る延滞金の利率を引き下げるもので、

1年間の貸出約定平均金利により、毎年、延滞金利率を定めることとなります。

平成26年1月1日からの延滞金利率について、最近の貸出約定金利である1%として試算をいたしますと、本則の延滞金14.6%については9.3%に、納期限後1か月以内の延滞金7.3%については3.0%となります。

施行日は平成26年1月1日とし、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用するものでございます。

本改正に伴う影響額は、平成24年度の延滞金の決算額約340万円に対し約280万円となり、60万円の減収となります。

次に、②その他法令の改正による条文整理等所要の改正につきましては、地方税法等の関係法令及び町税条例の改正に伴い、本条例に引用している条番号、項番号の繰上げ等の条文の整理等を行うものでございます。

以上が今回の条例改正の概要でございますが、議会初日の総括質疑における預金利息の課税の取扱いについてご説明をさせていただきます。

海外における預金利子への課税の状況につきましては、本年1月現在の財務省の公表データでは、イギリスでは10%、20%、40%、50%の4段階の税率による課税、アメリカでは州により異なりますが10%から39.6%の税率による課税、ドイツでは26.375%の税率による課税となっております。

イギリスでの預金利子の非課税の取扱いにつきましては、イギリスでは、少額投資非課税制度、通称ISAと呼ばれるものでございますけれども、この制度が2種類あり、1つとして、株式の譲渡益、配当を非課税とする株式型ISA、2つとして、預貯金、公社債投資信託の利子を非課税とする預金型ISAがあり、後段の預金型ISAのみが預金利子について非課税扱いとされており、株式型ISAについては預金利子については20%の課税となっております。

このことから、今回の日本におけます金融所得課税の一体化につきましては、上場株式や公社債等の譲渡益や配当、利子といった金融商品に係る税率等の課税方式を20%の分離課税方式に統一することにより、

金融所得課税の均衡化が図られることから、制度上の矛盾はないものと考えております。

以上、議会初日の総括質疑の内容を含めまして、議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

ありがとうございました。

今、課長のほうからも説明がありましたように、初日の本会議での総括質疑もありましたので、それも踏まえてご説明をいただきました。総務常任委員会といたしましても、そうした総括質疑の内容もきちっと踏まえてですね、より制度を理解する中で審議をしていきたいというふうに思います。

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

そうしたら、ないようでしたら、私のほうで少しちょっとお尋ねしたいんですけども。

今回、この町税条例の改正、いくつか項目があがってきていますが、私、特にこの⑤の金融所得課税の一体化のところがちよっと気になりまして、この間、株式の譲渡損益も通算できるというような形になる中で、まあ反対をしてきたという経緯もあるんですが、今回これが公社債についても適用されるということで、今後どういう影響が出てくるのかなというところは気になっているんです。ただ、今の段階でですね、これから発生するものについてはちょっと答えにくいと思いますので、株式のほうでですね、昨年度、平成24年度で株の取引なんかはどういう実態があったのかというのを、ちょっと数字を押さえてお示しいただければと思うんですけども。 加藤税務課長。

税務課長 株式の譲渡損益の状況でございますけれども、平成25年度の町民税ですので平成24年分の所得ということになりますけれども、そちらの状況でご説明を申しあげますと、譲渡益、益の出た方につきましては78名、金額にして約4,900万円、譲渡損失の方につきましては173名、金額にいたしまして約3億9,850万円となっております。

委員長 圧倒的にやっぱり損をされている方が多いなということで、損益通算をできるというふうになると、この損益が少し、いくらかましになるのかなというふうには思うんですけども、ただ、やっぱりこの間ですね、その政府の方針によって、いろいろまあ、富裕層に対するというんですかね、優遇につながっていつているのではないかなという点と、あとやっぱり株式によって実際に会社を運営されている方にしたら資金になっているという現状はあるんですけども、この間やっぱり投機マネーというのがかなりマネーゲーム的な要素が強くなってきている、そんな中に国民を導入していくというようなものになってきているんじゃないかなというふうに、私は懸念をしています。

斑鳩町、今後ですね、公社債についてもこの損益通算をしていくということで、まあどれぐらいの影響があるのか、株式に比べたら金額的には少なくなるんじゃないかなというふうには思うんですけども、一定こうした改定が行われてくることについては、私は問題を含んでいるというふうに考えていることを申しあげておきたいと思います。

ほかにございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第48号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、議案第48号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政課長 本補正予算の内容につきましては、前回の委員会においてお願い申しあげました衛生処理場焼却棟解体撤去事業の減額補正と、本事業に係ります継続費を廃止する変更を加味した内容となっております。

それでは、補正予算書によりましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、9ページをご覧くださいませでしょうか。

初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第12款分担金及び負担金、第2項負担金では、第2目民生費負担金の第1節児童福祉費負担金で、広域保育に係る保育料が当初見積りを下回ることから、保育園保育料99万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目民生費国庫負担金の第1節児童福祉費負担金で、本町が委託する広域入所に係る委託料が当初見積りを上回ることから、保育所運営費負担金21万2千円の増額補正を、第2節障害福祉費負担金では、障害者介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、自立支援給付費負担金1,693万5千円の増額、障害児施設措置費負担金56万8千円の増額、あわせまして1,750万3千円の増額補正を、また、第4節児童手当負担金では、児童手当の支給対象児童が当初

見積りを下回ったことから、児童手当交付金1,097万9千円の減額補正をお願いするものであります。

第2項国庫補助金では、第2目民生費国庫補助金の第1節障害福祉費補助金で、障害者移動支援業務委託料が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金34万8千円の増額補正をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

第15款県支出金、第1項県負担金では、第2目民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、第2節児童福祉費負担金10万6千円の増額補正を、第3節障害福祉費負担金875万1千円の増額補正を、また、第5節児童手当負担金では、72万円の減額補正をお願いするものであります。

第2項県補助金では、第1目民生費県補助金の第2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援制度に係る全国総合システムと連携した制度管理システムの導入費用に対して、新たに補助金が交付されることから、安心こども基金特別対策事業費補助金369万9千円の増額補正を、第3節障害福祉費補助金では、国庫補助金と同様の理由により、17万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、第1目寄附金で、ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、第1節教育費寄附金187万3千円、第2節福祉費寄附金で170万円の増額補正をお願いするものであります。

これら寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿って、教育費寄附金は斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金に積み立てさせていただくとともに、学校教育や文化財、図書館蔵書の充実などの財源に充当させていただきます。

また、福祉費寄附金は、福祉基金に積み立てさせていただくとともに、子育て支援の財源に充当させていただきます。

11ページにお移りいただきまして、次に、第20款諸収入、第5項雑入では、第5目雑入の第6節の雑入で、平成24年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算交付を受けることから、272万8千円の増

額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債では、第1目衛生債の第1節可燃ごみ積替え施設整備事業債で、当初予算で計上した町債のうち、地方交付税措置のない町債について、平成24年度決算剰余金等をもって財源が確保できますことから、後年度の財政負担の軽減を図るため、4,200万円の減額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入に関わる予算補正の内容となっております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

本補正予算では、人件費の補正と、給与減額支給措置及び今年4月の人事異動などに伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上させていただきます。

恐れ入りますが、26ページから27ページにかけての補正予算給与費明細書をご覧くださいませでしょうか。

補正予算給与費明細書のとおり、人件費にかかる補正所要額は、特別職の長等では、26ページの比較の合計のところでございますが、給与費と共済費、あわせまして141万6千円の減額、一般職では、27ページの上段の表の比較の合計のところでございますが、給与費と共済費あわせて4,154万8千円の減額となっているところでございます。

恐れ入りますが、12ページにお戻りいただけますでしょうか。

それでは、主な歳出の内容について、ご説明をさせていただきます。

初めに、第1款議会費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、12ページから13ページにかけての第2款総務費、第1項総務管理費の第1目一般管理費では、人件費の補正と、職員の早期・中途退職や育児休業・病気休暇の代替等による臨時職員の雇用がふえたことから、第4節共済費の社会保険料等44万9千円、第7節金1,027万4千円、あわせまして1,072万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、13ページから14ページにかけての第2項徴税费、第3項戸籍住民基本台帳費、第6項監査委員費では、それぞれの目において、人件費の補正をお願いしております。

15ページにお移りいただきまして、第3款民生費、第1項社会福祉

費では、第1目社会福祉総務費で人件費の補正と、第25節積立金で、歳入で申しあげました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立てを希望された166万円の増額補正と、第28節繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正により、511万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

第2目国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。

第3目老人福祉費では、施設入所者の養護老人ホーム措置費が死亡等の異動により、当初見積りを下回ることから、第20節扶助費で631万9千円の減額補正を、第5目医療対策費では、子ども医療費助成などの医療費助成金の決算見込みを見る中で、第20節扶助費で290万円の増額補正をお願いするものであります。

15ページから16ページにかけましての第8目障害福祉費では、各事業の委託料や給付費が当初見積りを上回ることから、第13節委託料で、障害者移動支援業務委託料72万7千円の増額、第20節扶助費では、障害者介護給付・訓練等給付費などで3,500万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第10目介護保険事業繰出費では、第28節繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正により、210万8千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2項児童福祉費では、第1目児童福祉総務費で、人件費の補正と、平成27年度からの0子ども・子育て支援新制度に備えまして制度管理システムを導入することから、第13節委託料で、システム導入業務委託料997万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、本業務につきましては、本年度会計において事業完了ができないことから、繰越明許費の予算補正をあわせてお願いしております。

また、子育て支援にご寄附いただきました4万円の財源振替をお願いしております。

16ページから17ページにかけての第2目保育園費では、人件費の補正と、第13節委託料で、本町が委託する広域入所に係る委託料が当初見込みを上回ることから、285万4千円の増額補正をお願いするものであります。

第4目児童手当支給事業費では、第20節扶助費で、児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回ったこと等から、1,242万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費では、人件費の補正をお願いしております。

18ページをお開きいただけますでしょうか。

第2項清掃費では、第1目清掃総務費で人件費の補正を、第2目塵芥処理費では、人件費の補正と、本年度から3か年継続事業により執行を予定していた衛生処理場焼却棟解体撤去事業について、前回の委員会でご説明申しあげましたとおり入札が不調に終わり、このため、設計金額の精査を行い、改めて平成26年度当初予算において、継続費を含めまして予算計上をさせていただきたいことから、第13節委託料80万円、第15節工事請負費2,000万円、あわせまして2,080万円の減額補正と、本事業に係る継続費を廃止する変更をお願いするものでございます。

第3目し尿処理費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、19ページの第5款農林水産業費、第6款商工費では、それぞれの目において、また、20ページの第7款土木費、第1項土木管理費の第1目土木総務費、第4項都市計画費の第1目都市計画総務費では、人件費の補正をお願いしております。

21ページにお移りいただきまして、第2目公共下水道費では、第28節繰出金で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正により、271万7千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費では、第2目非常備消防費で、人件費の補正をお願いしております。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費では、第2目事務局費で人件費の補正をお願いしております。

22ページにお移りいただけますでしょうか。第3目私立学校振興費では、私立幼稚園就園奨励事業の一部補助単価の改定等により、私立幼稚園就園奨励費補助金が当初見積りを上回ることから、第19節負担金補助及び交付金で240万7千円の増額補正をお願いするものでござい

ます。

第2項小学校費では、第2目教育振興費で、歳入で申しあげました教育費寄附金のうち、学校教育にいただきましたご寄附20万円の財源振替を、第3目保健体育費では、人件費の補正をお願いしております。

23ページにお移りいただきまして、第3項中学校費では、第2目教育振興費で、常勤講師1名が増員となったことから、第7節賃金で、189万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4項幼稚園費の第1目幼稚園費、第5項社会教育費の第1目社会教育総務費、そして、24ページにかけての第2目公民館費では、人件費の補正をお願いしております。

第4目文化財保存費では、第25節積立金で、歳入で申しあげました教育費寄附金のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立てを希望された163万2千円の増額補正と、文化財の充実にいただいたご寄附3万1千円の財源振替をお願いしております。

第5目図書館管理運営費では、人件費の補正と、図書館蔵書の充実にいただいたご寄附1万円の財源振替をお願いしております。

第6目文化財活用センター管理運営費、25ページにお移りいただきまして、第6項保健体育費の第1目保健体育総務費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正から生じた財源307万7千円を留保することといたしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表、継続費補正についてであります。

歳出のところでご説明させていただきましたとおり、衛生処理場焼却棟解体撤去事業について、設計金額の精査を行い、改めて平成26年度当初予算において、継続費を予算計上させていただきたいことから、本事業に係ります継続費を廃止する変更の予算補正をお願いするものでございます。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

第3表、繰越明許費についてでございます。

歳出のところでご説明させていただきましたとおり、子ども・子育て

支援システム導入事業につきまして、本年度会計内において事業完了ができないことから、繰越明許費として、繰越額を997万5千円とする繰越明許費に係る予算補正をお願いするものでございます。

最後に、第4表、地方債補正についてでございます。

可燃ごみ積替え施設整備事業に係る地方債の限度額を2億1,190万円から1億6,990万円に変更する予算補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政課長 以上をもちまして、議案第48号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第48号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、また次の、(4)議案第54号 奈良県市町村

総合事務組合の規約の変更について、この2議案は関連するもので、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、12月定例会の付託議案であります、議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について及び議案第54号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてをご覧ください。

まず、議案書のほうを朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございませんので、議案書の要旨をご覧くださいながらご説明をさせていただきます。議案書の2枚目の要旨をご覧ください。

奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について(要旨)
知事の許可の日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散されることとなりました。

解散する上記4組合については、当組合の構成団体でなくなり、当組合を組織する組合の数が減少することとなることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第54号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてをご覧ください。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましても、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながらご説明をさせていただきます。議案書の最終ページ、4枚目の要旨をご覧ください。

(要旨朗読)

総務課長 ここで、付則第2項の経過措置についてでございますが、退職手当の支給事務を共同処理していなかった市町村等とは、退職手当直接支給団体である桜井市、五條市、大和郡山市の3市及び山辺広域行政組合、中和広域消防組合の2組合であり、それらの職員につきましては、奈良県広域消防組合の設立後も、奈良県市町村総合事務組合に加入せず、奈良県広域消防組合が旧構成団体であります先ほど申しあげました3市2組合から当該年度ごとに必要な退職手当分を負担金として徴収し、退職手当を支払うこととされております。

なお、12月議会初日に総括質疑でご質問をお受けいたしました件についてでございますが、奈良県広域消防組合に参加する11消防本部のうち、退職手当直接支給団体である桜井市、五條市、大和郡山市、山辺広域行政組合、中和広域消防組合の5団体以外の6団体につきましては、奈良県市町村総合事務組合に加入しておりますが、このうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合の4団体につきましては解散、また残る葛城市及び吉野広域行政組合の2団体につきましては、葛城市は、消防職員のほか一般職員が加入しており、そのうち、消防職員が奈良県広域消防組合の職員となり、一般職はこのまま残ります。また、吉野広域行政組合は、消防救急のほか、ごみ処理や火葬場などの事務を共同処理しており、消防職員が奈良県広域消防組合の職員となりますが、その他は残ることとなるため、この2団体は、そのまま奈良県市町村総合事務組合に存続することとなります。

以上で、議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村

等の変更について、議案第54号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 こちらについても、初日の本会議でありました総括質疑にも触れていただき説明をしていただきました。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 総括質疑で答弁にちょっとわかりにくかったことも、今、一応わかりました。だからあのときの議論としては、11団体がある中で5団体、そうしたら6になるだろうと。今4団体というように。そういうようなことで、もうちょっと明確に理解できるような答弁をお願いしたいなど。

また、委員長の取り計らいで、きょうの総務常任委員会でもう1件の議案43号につきましても総括質疑のことをとらまえていろいろ説明していただいていることに関しては感謝しております。

その中で、ちょっと誠に申し訳ないんですがね。要旨の中にある地方自治法第286条第1項の規定というのは、ちょっと手元に持っていないので、それらのことについてちょっと説明していただけませんか。

総務課長 地方自治法第286条第1項でございますが、一部事務組合の組織及び事務及び規約の変更に関する規定でございます。地方自治法のほう朗読させていただきますと、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減、若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない、というふうな旨の規定がされております。

小野委員 ありがとうございます。結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 課長のほうで、退職金の支払いのやり方等についても説明はありましたが、当初ですね、この消防広域組合が設立される際に、退職金についても自賄いでいくと、当面ね、いうことについては確認されていましたが、この点については変更はございませんか。 黒崎総務課長。

総務課長 退職金につきましても、当初のとおり変更はございません。

委員長 私自身は設立に対しては反対という立場を取らせていただきましたが、今回、規約等の変更について、決まってしまったものの事務的な処理なのかなというふうにも一定理解はしておきますが、これについては、後々ですね、やはり運営する中でどのような問題が発生してくるのかなというふうに心配をしているという点について、私の思いとして持っていますんで、いろいろ手順的なものが進んでいく中でですね、当初、設立の際に指摘されていた問題点については、担当のほうでも認識いただいて、また、その経過についてはきちんと総務常任委員会にも報告をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。以上です。

ほかに、よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、順にお諮りいたします。

まず、議案第53号についてお諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第53号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号についてお諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

それでは次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

今年度の入館者の状況を資料1により説明いたします。

12月1日まで秋季特別展を開催しておりましたので、12月1日現在の状況をご説明いたします。

表につきましては、左端に全体の入館者数を、そしてそのすぐ右側に平成24年度分を記載しておりますので、これをもって報告させていただきます。

まず、一番上の表に通常開館における入館者数を記載しております。

11月は秋季特別展を開催しておりましたので、10月までとなっておりますが、本年度の総計は5,126人で前年度より298人の増であります。

次に、2段目の春季企画展「斑鳩の文化財展－平成24年度実施の調査成果展－」であります。会期が5月23日から6月25日で、この間の入館者数は1,464人で、前年度の「弥生時代の斑鳩のようす」より126人の増となっております。

次に、3段目の夏季特別展「法隆寺を未来にたくす－法隆寺昭和大修

理展一」では、会期が8月1日から9月17日と、前年度より18日間多く開催したこともあり、この間の入館者数は1,350人と前年度の「法隆寺村の大工棟梁安田家」より491人の増となっております。

次に、4段目の秋季特別展「斑鳩 藤ノ木古墳の銅鏡展」では、会期が11月2日から12月1日で、この間の入館者数は2,310人で、前年度の「斑鳩 藤ノ木古墳の馬具展」より129人の増でありました。

次に、5段目に12月1日までの今年度の入館者総数を記載しておりますが、全体で10,250人と、前年度より1,044人の増となっております。

この要因といたしましては、世界文化遺産登録20周年記念として開催いたしました夏季特別展におきまして、貴重な展示品を法隆寺よりお借りして展示できたことや、文化財センターが周知されてきたことによる団体での来館がふえたものと考えております。今後とも一層魅力ある展示に努めてまいりたいと考えております。

また、斑鳩町文化財活用センター運営委員会を来年1月に開催する予定であり、先ほどの入館者状況を報告する中で、来年度の展示会の文化財センターの事業についてご指導をいただくこととしております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

引き続き実施設計の作成を行っているところであります。先月の委員会でも報告いたしましたが、11月29日には文化庁の調査官に現在の実施計画案を説明し、おおむねの了解を得たところであります。そして、この13日には史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催し、実施設計案について報告を行い、ご意見を賜わる中で最終調整を行ってまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。ございませんか。 中川委員。

中川委員 夏期特別展だけ、2週間近く延ばさはったんかな、これ。前年度より。

生涯学習課長 通常は夏期は企画展としてやっておりますけども、今年度は法隆寺の周辺の世界遺産登録、文化遺産登録20周年記念ということで、「法隆寺を未来にたくす」ということで、法隆寺の昭和大修理展を取り上げた関係で、特別展としまして期間も長く開催したところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

続きまして、本日、お配りをしておりますレジュメには、各課報告事項はあげておりませんが、理事者のほうから何か報告しておくことがありましたらお受けしたいと思います。 黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから報告事項がございます。消防関係の年末年始の行事予定についてでございますが、斑鳩町消防団では、毎年行っております年末警戒パトロールについて、本年も12月28日、土曜日から30日、月曜日まで実施をいたします。

そしてまた、新年の1月5日の日曜日には、斑鳩町消防団出初式を挙行いたします。午前10時から斑鳩小学校の運動場で実施する予定でございます。

議員皆さま方には案内状をお送りさせていただいておりますが、よろしくご出席を賜りますようお願い申し上げます。

以上、消防関係の年末年始の行事予定でございます。よろしくお願いをいたします。

委員長 ほかにございませんか。 面巻企画財政課長

企画財政
課長

それでは、企画財政課のほうから1点、町有地の売払いにつきまして、ご報告を申し上げます。

町が所有しております普通財産につきましては、監査委員からもご指摘をいただいておりますように、利活用の見込みの低い土地について、処分を検討しているところでございます。

このことから、本年度におきまして、2つの物件につきまして処分を進めてまいりたいと考えております。

まず、1つ目の物件は、阿波2丁目地内、場所で言いますと松楽園さんから東に約200メートルに所在します町有地でございます。

この物件は、平成25年3月29日に斑鳩町土地開発基金用地を町が取得したもので、公簿面積は390.74㎡の土地でございます。

2つ目の物件は、大字法隆寺地内に所在します町有地でございます。

この物件は、平成4年2月に斑鳩町野外活動センター用地として取得したものでございますが、たび重なる土砂崩れ等により利用者の安全確保が困難であるとの判断から、平成24年3月31日付けで当該施設を廃止し、同年4月1日から普通財産と管理しているものでございまして、公簿面積は2,437㎡の土地でございます。

なお、旧野外活動センターの管理棟につきましては、既に平成24年9月に取壊しを行っているところでございます。

次に、この売却方法についてでございますが、一般競争入札により売払いを進めてまいりたいと考えております。なお、売払いにあたりましては、当該物件の鑑定評価を行った上で、これらを参考にそれぞれの売払い予定価格を定め、入札に付してまいりたいと考えております。

次に、入札スケジュールでございますが、来年1月下旬に入札公告を行いまして、3月中旬の入札・開札を目途に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、現在、これらの物件のほかに、興留5丁目地内の第一地所に所在します公簿面積273.81㎡の町有地につきましては、いかるがパークウェイの町道取付けに係ります用地取得の代替用地として処分手続きを進めているところでございますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上で、町有地の売払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ただいま報告がありました2点について、質疑等がございましたらお受けしたいと思いますが。 中川委員。

中川委員 土地の売払いで鑑定かけて入札を行うって言わはったけど、町が買収している中で鑑定をもとに買収されている土地ってね、かなり今の実勢価格よりかけ離れたような金額で買っておられる土地もあるように見受けられるんですよ、個人的にはね。せやからそういうこともあって、鑑定をもとに入札かけて、不履行っていうんか、また入札、なんて言うの、のあれなかった、できなかつたっていうような形になっても具合悪いんで、実勢価格もまた加味して値段、予定価格っていうんか、最低価格っていうんか、出していただきたい、そのように思います。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 ただいまの中川委員のご意見も踏まえまして、そういった形で鑑定も参考にさせていただきながら、可能な限り予定価格のほうを算定してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、次に、3. その他についてを議題といたします。各委員より何か質疑、ご意見等がございましたらお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、継続審査についてお諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

それではこれをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時6分 閉会)